

平成 2 1 年度 介護保険事業者の事故報告集計

1 事故発生件数

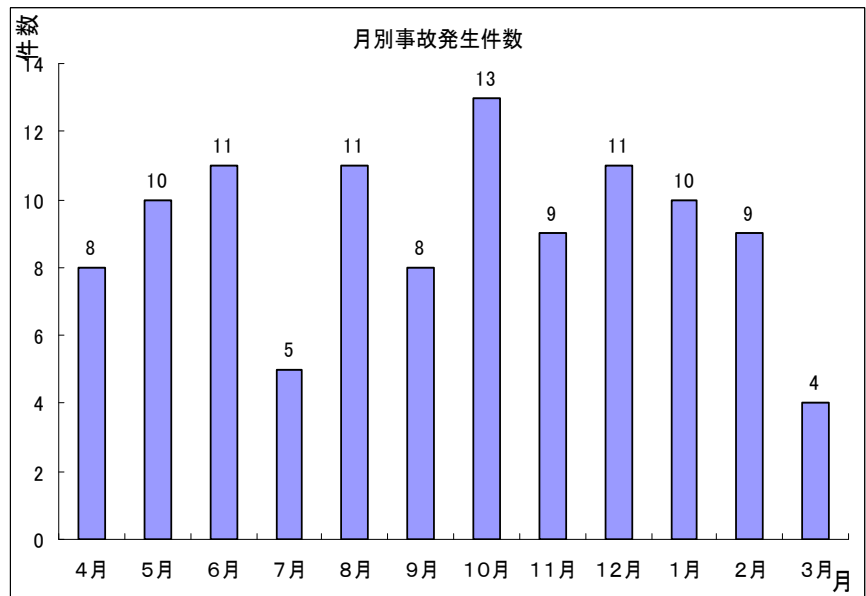
総数 109 件

※ 件数については、平成 2 1 年度中に市へ報告のあった事故発生件数になります。(前年度分発生報告及び宇都宮市以外の被保険者分の件数は除く。)

2 報告内容内訳

(1) 月別事故発生件数

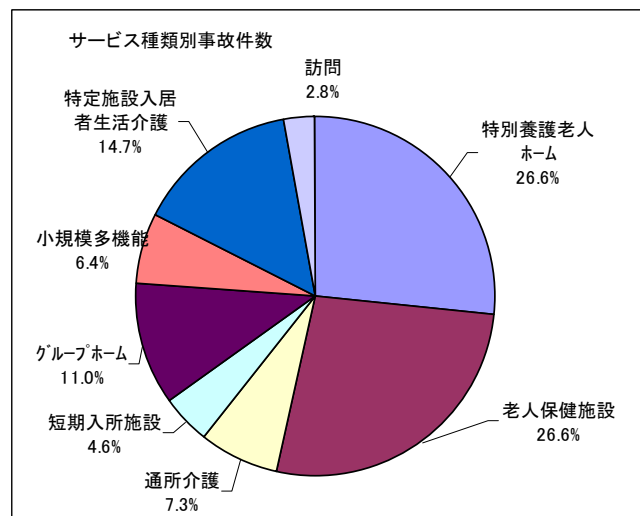
月	件数
4月	8
5月	10
6月	11
7月	5
8月	11
9月	8
10月	13
11月	9
12月	11
1月	10
2月	9
3月	4



⇒ 10 件以上の月が 5 月， 6 月， 8 月， 1 0 月， 1 2 月， 1 月と 6 ヶ月あった。

(2) サービスの種類

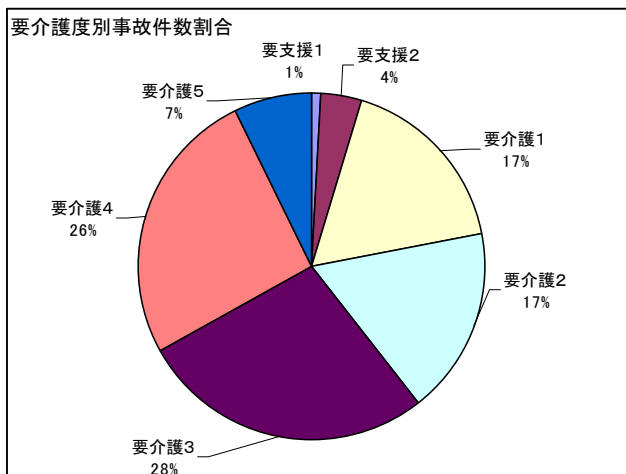
サービスの種類	件数
特別養護老人ホーム	29
老人保健施設	29
通所介護施設	8
短期入所施設	5
グループホーム	12
小規模多機能型居宅介護	7
特定施設入居者生活介護	16
訪問介護	3



⇒ 特別養護老人ホーム，老人保健施設での発生件数が約 5 0 % を占めている。

### (3) 事故対象対象者

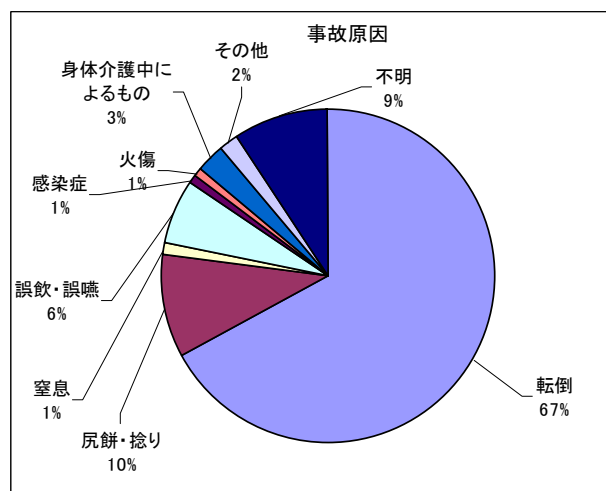
要介護度	人数
要支援1	1
要支援2	4
要介護1	19
要介護2	19
要介護3	30
要介護4	28
要介護5	8



⇒ 要介護3, 4の方の事故が約50%を占めている。

### (4) 事故種別

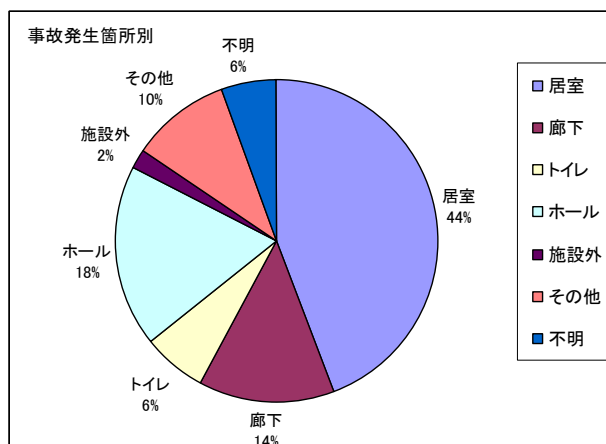
種類	件数	種類	件数
転倒	73	食中毒	—
尻餅・捻り	11	感染症	1
誤嚥・誤飲	7	火傷	1
窒息	1	その他	2
身体介護によるもの	3	不明	10



⇒ 転倒する事故が約70%を占めている。

### (5) 事故の発生した場所

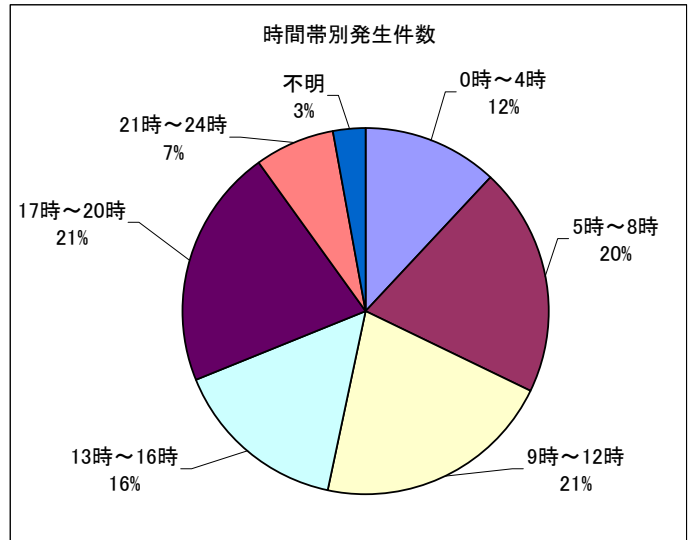
場所	件数	場所	件数
居室	48	浴室	—
廊下	15	施設外	2
トイレ	7	その他	11
ホール	20	不明	6



⇒ 居室での事故が44%と一番多かった。

(6) 事故の発生した時間帯

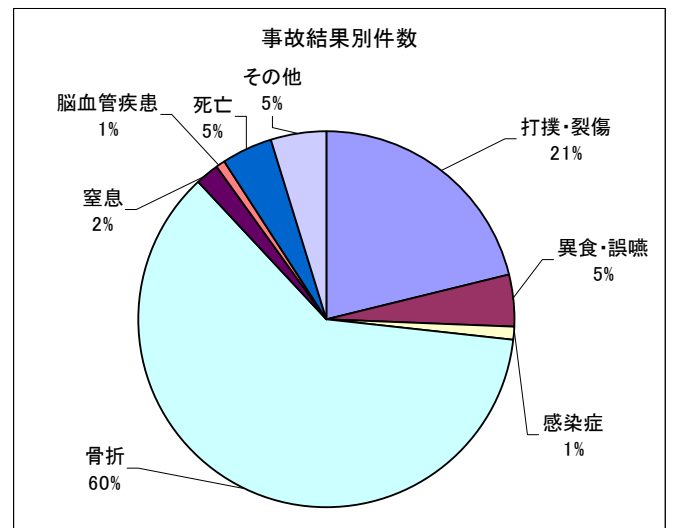
No.区分	時 間 帯	件 数
1	0時～4時	13
2	5時～8時	22
3	9時～12時	23
4	13時～16時	17
5	17時～20時	23
6	21時～24時	8
7	不 明	3



⇒ 3区分計の時間帯（17時～20時，9時～12時，5時～8時）で，約60%を占めている。

(7) 事故結果別件数

種 類	件 数	種 類	件 数
骨 折	67	感 染 症	1
打撲・裂傷	23	脳血管疾患	1
異食・誤嚥	5	死 亡	5
窒 息	2	そ の 他	5



⇒ 骨折事故が約60%を占めている。

※ 事故発生時の対応に関する根拠等事項（抜粋）

（1）居宅サービス

【基準省令】

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）

第二章 訪問介護

（事故発生時の対応）

第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【解釈通知】

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準（平成 11 年老企第 25 号）

第 3 介護サービス

一 訪問介護

3 運営に関する基準

(24) 事故発生時の対応

居宅基準第 37 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、居宅基準第 39 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

## (2) 地域密着型サービス

### 【基準省令】

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号)

## 第二章 夜間対応型訪問介護

### 第四節 運営に関する基準

#### (事故発生時の対応)

第三十八条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 【解釈通知】

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

## 第3 地域密着型サービス

### 一 夜間対応型訪問介護

#### 4 運営に関する基準

#### (24) 事故発生時の対応

基準第38条は、利用者が安心して指定夜間対応型訪問介護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準第40条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

① 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定夜間対応型訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。

② 指定夜間対応型訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

③ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

### (3) 介護老人福祉施設

#### 【基準省令】

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）

#### 第四章 運営に関する基準

##### （事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 【解釈通知】

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準について（平成 12 年老企第 43 号）

#### 第 4 運営に関する基準

##### 3 1 事故発生の防止及び発生時の対応

##### （1）事故発生の防止のための指針（第 1 項第一号）

指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

##### （2）事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底（第 1 項第二号）

指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- ② 介護職員その他の従業者は、介護事故との発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ③ (3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

#### (3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第三号）

指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止対策委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

#### (4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修（第1項第三号）

介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

#### (5) 損害賠償（第4項）

指定介護老人福祉施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。

#### (4) 居宅介護支援

##### 【基準省令】

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

#### 第三章 運営に関する基準

##### （事故発生時の対応）

第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

##### 【解釈通知】

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 22 号）

#### 第 2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

##### 3 運営に関する基準

##### (18) 事故発生時の対応

基準第 27 条は、利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準第 29 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

① 利用者に対する指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。

② 指定居宅介護支援事業者は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、事業者は損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有することが望ましいこと。

③ 指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

※ その他 各サービスの基準が定められていますので、ご確認願います。